

予算特別委員会会議録（3）（12.3定）			
日 時	平成12年 9月19日（火）	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 8時11分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	西脇委員長、前田副委員長、成田・斉藤（裕）・新谷・見楚谷・久末・小林・佐々木（勝）・渡部・高橋・斉藤（陽）各委員		
説明員	市長、助役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・市民・福祉・環境・学校教育・社会教育各部長、樽病事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

○委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名委員に成田委員、新谷委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

北野委員が新谷委員に、佐野委員が斉藤陽一良委員に、松本聖委員が斉藤裕敬委員に交代をしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより総務・厚生両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日は民主党市民連合、公明党、市民クラブ、自民党、共産党の順となります。

○渡部委員

◎ごみ問題について

一般ごみの全般的な面で質問いたします。

バス停なんかで立っていて、あるいは日常で、これまでごみのパトロール車あるいは土木のパトロール車というのを目にして、市内回っているんだと、あるいはその都度対応していただいているわけですが、最近、ごみのパトロール車が何か見当たらないという面もありまして、ごみのパトロール車はしっかりと全市を回っているのかどうか、まずそこからお聞きしたいと思います。

○環境部長

クリーンパトロール車のことのお尋ねでございますけれども、実はクリーンパトロール車につきましては平成11年度をもって廃止をしております。基本的な考え方は、廃棄物処理法にもございますけれども、清潔の保持の義務というのは、その土地なり空間なりの管理者にあるという、こういうことの関係の中から、例えば国道であれば開建に、観光地であれば基本的には観光課委託、こういったような形の中での事前の一定の調整を行った上でクリーンパトロールカーの廃止をしております。したがって、現在のところクリーンパトロールカー自体は市内を巡回をしている状況はございません。

○渡部委員

11年度をもって廃止、では11年度まで、このパトロール車の任務ということで、どういう任務について、どの範囲まで回っておられたのか、その面をお聞きいたします。

○廃棄物事業所長

昨年までのクリーンパトロールカーの業務でございますけれども、観光地のごみ収集並びに小樽駅前等の、これも観光地といいますか、観光客がたくさん来る場所のごみ収集を行っていたと。これが主な仕事でございます。

○渡部委員

今まで回ってたのは、やはり道を歩いて目にするという場面もありましたので、観光地だけのそういったものでなかったのかなと。全市的にやはりごみならごみの状態という、そしてそれを対応するというで受けとめていたわけですが、それは違っていたんですか。

○廃棄物事業所長

週に2回または週に3回という観光地もございますし、月に一度または二度ということでございますので、それと、観光地自体を直接掃除するとか、そういうごみがたくさんあるとか、そういうことが主眼でなく、その地区にある、その観光地にあるごみを収集運搬するというのに重きを置いているという、主たる業務だったと、こういうことでございます。

○環境部長

私の方からちょっと補足しますけれども、今委員がおっしゃるような形で、クリーンパトロールカー、全市をくまなくですね、ごみの散らかりの状況に対応していたということではございません。今所長がお答えをしましたよ

うに、主に観光客というか、人のたくさん集まる地域におけるごみ箱のごみを収集するというようなことを中心にやってきましたが、1台しかございませんので限界もありますので、そういうような業務対応であったと、こういうふうにご理解いただきたいと思います。

○渡部委員

それでは、特に、国道だとか道道だとかというやつは別にしまして、市の市域内における面で、空き缶が投げられている、それから、ほかのものも投げられている。目に余るような状態だとかというのは、どのような状態で環境部として掌握されているのか。

また、これまでの間で、ごみの置く場所とのかかわりでもいろいろ問題が提起されてきた。そういった面の処理等についてはどういった対応をされてきたのかお聞きいたします。

○廃棄物事業所長

道路であれば土木部の方と連絡とりますし、公園であれば公園、それぞれ所管といいますか、担当している部局と連絡をとりながらそれぞれ対応してまいったということでございます。

○環境部副参事

そのほかに観光地クリーンアップ整備事業というのが道の雇用対策の関係の緊急補助金の関係でございまして、それで、環境部の方で業者に委託をいたしまして、駅周辺、それから中央通り縦、浅草橋、それから中央通りからメルヘン交差点まで、ああいったような観光地については、1日1回ですけれども毎日点検をして、そのあたりにある、例えば投げられているたばこの吸い殻だとか、それから、置いてあるごみ箱、そういったものからごみを収集をして対応しておるところです。

○渡部委員

今言われた点では、一生懸命取り組んでくれているということで、それはそれで評価しています。

問題は、市街地から離れたところにはいろんなものが投げられている現実ですね。そのことは昨日今日の問題ではなく、以前からそういった面をどういうふうに整理していくのか、片づけていくのかという、そういうことなかでもやりとりしてきました。特に小樽市の場合、今年に入って4月から透明の袋を、それから、7月からは資源物の実施を4品目ではありますけれども全市一斉にということでは、ごみゼロ広報を通じて啓発をしていく、指導していくという、あるいは理解を求めることで一生懸命取り組んでいただいておりますけれども、問題は、それ以外の場所等に投げられている、そういう面、これもやはりあるんですね。

ですから、やはりごみの問題というのは範囲が大きいことでもありますから、全市的にパトロール的な要素で掌握をしていきながら、現場段階、現場を持っているその課との連携をとりながら処理していくということも重要ではないのかなというふうに見ております。

実は、17日に苫小牧から帰ってきて、ある人と行き合いましたら、ドリーム・ビーチ、ここがごみ山になっていると。海水浴のごみであるならば、いずれ処理ということでいいんだけど、しかし、その中にはもう全く海水浴と関係のないものがどんどん置かれている。つまり、片づけないで山になっていると、いろんなものをそこに投げっていく。こういう現象が出てきている。

私は、実際その現場を見る時間がありませんから、迫力ある質問もできませんし、また、当然観光地というエリアになりますと、それは経済部の方ということでもありますから、今日はそれまでは言及いたしませんけれども、しかし、全市的にごみの問題というのは常にパトロールをしていきながら、掌握していきながら、各部との連携を保ちながら、今後整理したり処置をしていくということが大事になるのではないかなと。これが1点です。

それから、来年から家電リサイクル法の実施という、新聞なんか見ますと、例えば冷蔵庫2,700円だかで引き取ります。洗濯機が何ぼですよ。今までは、どちらかといいますと、新しいものを入れるときに4,000円なり5,000円なりということで下取りでもって処置してくれた。今度はお金を払わなければならない。そうしたときに果たして

正しく取り扱ってもらえるのだろうかという心配があります。自分の車なら車のトランクに積んでいて、人目を避けるようなところに投げていく、放置するというような面がこれから出てくるのではないのかなといった面も実は心配しているところです。

今、桃内の方の埋め立ての方もでき、これから焼却という面での決定なんかでも出てきますし、ひとつごみの問題については、やはり当面する問題と同時に次の課題というものに対してしっかりと見ていく必要があるのではないか。そのためには、やはり原点とされるパトロールといったものを実施していきながら、問題解決を図っていく、改善をしていくということが重要ではないのかなというふうに思うわけですが、いかがなものでしょうか。

○環境部長

1点目の、いわゆるパトロールのお話ですが、基本的には、先ほどこっと申し上げましたけれども、廃棄物処理法の5条か6条だと思えますけれども、清潔の保持という条項がありまして、それはあくまでも土地の所有者、占有者、使用者、それがその土地の清潔の保持の義務を持つんだよというふうなこともございまして、そういうことの中で、例えばお話ありましたドリーム・ビーチの海岸なんかの問題については、海水浴場を開設する期間中は海水浴場の関係の方にきちっと対応してもらう。終わった段階では、それらについては、そこを管理をしている小樽土現にきちっとしていただく。このようなことで、土現の方もきちっとそういう認識をしております。終わった後の対応について打ち合わせをすとか何とかというふうなお話もございしますので、そういった点、今おっしゃったことは、そういった関係の方ときちっと連携をとれというお話だろうと思いますが、それについては、さらに今後徹底をしていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の家電リサイクル法の関係ですが、1つは、法の趣旨なり仕組みなりをきちっとお伝えするというふうなことをやらなければならないというふうに思っておりますけれども、今日まで具体的な家電メーカー側あるいは販売店側の対応というのが必ずしも、肝心のその引き取り価格がはっきりしなかった、そして、大型店と一般小売店の間の微妙にちょっと温度差があるというふうな、体制の差があるということもありまして、なかなかそういったことを市民の皆さんに具体的にお知らせされるかということがあるんですけれども、ある程度あいう形で、引き取り価格がメーカー側がはっきりさせたことによって、次の段階、ステップも踏めると思いますので、そういった点、これ実は道内の各都市が連携をしてやってきておりますので、小樽市にもそういった意味では、そういった廃家電を収集するステーションも設けられるようですので、その辺あたりのことについては市民の皆さんに丁寧なお知らせをしていきたいと思っております。

問題は、今おっしゃったような意味で、お金のかかることになったものですから、不法投棄の関係だろうと思いますが、不法投棄については、これまでもいろんな形で指導してきておりましたけれども、基本的には、これも非常に形式的な言い方になるかもしれませんが、不法投棄された側にも責任ということも1つあると思いますので、そういったことにならないようにするというようなことも含めてですね、なおかつ、例えば、よく国有地なんかで不法投棄なんかがあって通報があるんですけれども、そういった面は、単に直ちにうちが対応することではなくて、国有地であれば国の国有地の管理者と相談する形でやってきておりますので、そういうときはそのようなことをしながらですね、どうしてもそういった中で対応できないことについては、いわゆる先ほど出た、うちの廃棄物事業所の方で撤収していくと、このような状況ですので、そういった点、体制的にどういうふうになるかといったあたり、これからも見極めていきたいと思っております。

実は、4月からの事業系一般廃棄物の有料化に伴って同じ危惧をいたしました。不法投棄がふえるのではないかな。極端な増加、不法投棄というような状況には必ずしもなっていないというふうに私も今のところ把握していますので、そういった点を気持ちの上で期待したい。できるだけそういった正規のルートでですね、若干のお金を支払うということになりますので、それも廃棄物処理という意味での国民の義務の一つの義務ということになるかと思っておりますので、そういったことの徹底をこれからもやっていきたいというふうに思います。

○渡部委員

時間の関係もありまして、深く、また角度の広い面での質疑ができません。

最後ですけれども、例えばスーパーでもコンビニでもいい、若者が車で駐車場で、1本のコーヒーを買って車の中で飲む。そしてコンビニならコンビニの、瓶、燃えるごみ、何々というところには、自分の持っているごみを大量にそこへ置いて、そして車で帰っていく。

そういう面と、それから、黒い袋なら袋に、燃えるごみ、燃えないごみ、ごっちゃにしておいて、そして人目のないところにはそうやって投げていく。つまり、一つのこれからの中で、白い袋で透明で、そして分別でということになると、それに違った作用というやつが当然出てくるんですね。

ですから、そういう面はお互いに注意しなければならないことでありますけれども、ごみにかかわる面については、あらゆる角度からやはり見ていただいて、そして、その状況の中から、どうしていったらいいのかということの研究しながら対策を講じていただきたいということだけお願いしておきますけれども、いかがなものでしょうか。

○環境部長

大げさに言えば不法投棄の話になるわけですが、不法投棄と言わないまでも、心ないそういった行為というのが非常に問題になるわけです。ただ、そういうことだけに、我々の方で具体的にそれを処理するというのか、事前にそういったことを防ぐというのは、地道な啓発活動をやることぐらいしか実際のところないというふうに思っています。

したがって、大きい意味での不法投棄なんかについては、さきの国会での法改正なんかというのもありましたので、罰則、特に警察サイドで不法投棄に対する取り締まり体制というのを強化をしているようですので、その辺あたりなんかも十分連携する中でですね、事後の対応は、できるだけそういったようなことにならないような形で、皆さんにきちっとしていただくように啓発を一つ柱に据えながら、場合によってはそういったことの対応を含めたことで進めていきたいと思えます。

○佐々木(勝)委員

◎校舎の一部改修について

私の方は、代表質問としての関連からお尋ねします。

その1つは、今度の補正予算で校舎の一部改修工事がありますが、その中に菁園中学校の関係でお尋ねします。

現在、菁園中学校には埋蔵物といいますか、掘られたもの、それが保管されているというふうに認識していますが、どうですか。

○博物館長

菁園中学校に保管してある各種資料にかかわるご質問かと思いますが、現在、菁園中学校には博物館及び埋蔵文化財に関する資料は保管されておりませんで、8月11日まで、博物館の資料、それも自然科学関係の資料、昆虫ですとか、あるいは魚類の標本資料、それらを保管していたという経緯がございます。

○佐々木(勝)委員

私、何で聞くかといいますと、いろんな形で校舎の関係を整備して改善していくということが今急がれているという観点から、今回、適配の関係から関連するんですけれども、校舎の設備整備を進めていくということで、菁園中もその一つになっているわけですね。菁園中の場合だけではなくて、これがきっかけとなって望む方向に持っていけるのではないかなと思うので質問するんですけれども、菁園中学校にあった今のものを移動するというか、そのきっかけになったのは何ですか。

○博物館長

菁園中学校の方で校舎の修理といいますか、そういう事業計画がございまして、私ども博物館といたしましては、

菁園中学校の空き教室を収蔵庫の代用としてお借りしたいという希望を申し述べまして、暫定的な期間ということでお借りしておりました。

○佐々木（勝）委員

そうすると、校舎整備に伴って保管を変えると。では、他のものですね。私も長橋小学校にいましたから、そのときには校舎の中にうんとたまってたんですけれどもね。今、菁園中学校だけではなくて、現状、他の場所、他の学校にどのくらい置かれてますか。

○博物館長

現在、長橋小学校と高島小学校、堺小学校、手宮小学校、学校では以上4校。それ以外に量徳小学校で整理業務を若干させていただいておりますので、量徳小学校も一部使わせていただいております。学校関係以外では、交通記念館の空きスペースに1カ所お借りして置いております。都合、量徳小学校を除きまして5カ所。整理場所、量徳小学校を入れて都合6カ所ということになります。

○佐々木（勝）委員

博物館の所管事業だと思いますが、こういう機会に、校舎の、我々の言葉の中では空き教室とは言わないで余裕教室という形で押さえておるわけで、そこに掘り出したものをそのまま空いてるところにどんどんどんどん埋めていくと、こういうことで処理しようと思ってないと思うんですけれども、これをきっかけにどうしようということなんでしょうか。

○社会教育部長

博物館の資料関係でございますけれども、現状ですね、なかなか10万点以上に及びます資料がございまして、今館長が説明しましたように6カ所ぐらいに点在している。余裕教室を使用させていただいているところであります。博物館の機能として、機能の根幹にありますのは展示施設、作業を含めましてそういう収蔵施設、それから、特に研修施設と、こういったものが博物館の施設機能としてあるわけでございますけれども、特に現状の中で収蔵関係の部分が市内に点在してまして、博物館の業務そのものにも問題あるわけです。この機会に、今後の部分としましてはですね、なかなかこの厳しい状況の中では、新館の建設という構想は持っておるんですけれども、ちょっとそういうことに現状になりませんものですから、今後の部分としましては、校舎等の利用計画といいますか後利用といいますか、そういった中でですね、事業計画等に着手する段階では収蔵庫の問題についても、その辺の検討の可能性について将来的には話をしてみたいと、当面そのような形で一応考えております。

○佐々木（勝）委員

そうすると、とりあえずあいているので、まずは交通記念館があいているということで、今話聞きますと菁園中学校の分は交通記念館ということで、これからますます校舎整備等が進む中では、総合的に考えていかなければならないわけでしょう。そういう意味で考えれば、博物館構想も含めてね、その辺のところをいち早く構想に着手していかなければならないのではないかなというふうに思うわけです。後利用云々という話が出ましたけれども、その辺のところを見越して、とりあえずは今動いてるんだということだとか、本格的に博物館を総合的に立ち上げていく、こういうことに向かっているのか、その辺のところをお聞きます。

○社会教育部長

総合的な形としてはですね、長期的にはそういう新館建設というものを見据えまして、校舎の後利用という、当面ございますものですから、そういうものが具体化した時点では、先ほど言いましたように市内に資料が点在してございますので、博物館のそういった面でも、それでもできましたら一元化ということも考えてございますので、そういった形で当面集約できるかどうかですね、その辺の可能性も将来的に考えていきたいというふうに思います。

○佐々木（勝）委員

これをテーマにして、またいろいろ聞きたいんですけれども、次に移ります。

そういうことで、菁園中学校は新築もかねて今予算を計上しているわけですがけれども、代表質問でも言いましたけれども、この新築にかかわって、それから整備にかかわってはさまざまな要望や意見があると思うんですが、その辺は十分酌み取っていきながら事を進めていかなければね、問題を後に残してはならないということを質問しましたが、今言うように邪魔だからどけておいてもらおうということで事が進んでいるような感じがしますので、その辺のところは連係プレーをとってですね、基本的な構想、それから将来的な部分も含めて、しっかり練っていただきたいというふうに思います。

○佐々木（勝）委員

◎単独校給食室整備事業費について

次は、補正予算に単独校給食室整備事業費が計上されていました。内容、金額等を教えてください。

○学校給食課長

今回の補正をお願いしてございます主な整備の内容でございますけれども、受け入れ校というようなことで、末広中学校と西陵中学校、こういう関係です。もちろん石山中学校からも一部器具の移し替えというようなこともございますので、そういったもろもろのことを含めまして補正をお願いしている段階ですけれども、1つには、大きく言いまして、末広中学校では、消毒・保管といいますか、それから、かまが若干小さいということで移設をしたり、あるいは厨房機器を増設したい、そういった内容。それで、この際ですから、末広中学校の場合は床面の衛生面に配慮した工事などを予定して、総計650万円をお願いしているところでございます。

○佐々木（勝）委員

西陵中学校はどうか。

○学校給食課長

西陵におきましては、ある程度かまなか十分対応できますので、消毒・保管庫の増設というような形でお願いしております。

○佐々木（勝）委員

トータルして650万円というのは西陵中も含めてという、そういう意味ですね。

これはいろいろ検討課題になっていて、学校給食のあり方も含めて、将来小樽の学校給食はどうしていくべきかという検討事項があったと思うんです。そこに連動しているというふうに私は受けとめたいんですが、今回、単独校に手をつけて整備を図っていくという観点でとらえるわけですが、今、末広中学校、西陵中学校、中学校はまだ単独校がありますね。

○学校給食課長

あとは北山中学校、それから石山中学校、中学校は4校、それから小学校は3校、計7校です。

○佐々木（勝）委員

そういう面で末広と西陵中学校は、いわゆる受け入れ校ということでね、その人数に応じて、つまり見合う整備をしていく。しかし、課題になっている単独校給食についての整備充実を図っていくという観点からすれば、石山中学校の分は今回予算の計上はないわけですね。石山中学校はどういう形になるということですか。

○学校給食課長

石山中学校は、ご存じのように3年生だけが13年度、関係者も含めまして、食数で申しますと大体70食ぐらいの食数を提供しなければならないというふうに考えてございまして、3年生が残るということでございますので、石山中学校、単独調理校で調理をして給食を提供いたしたいというふうに考えております。

○佐々木（勝）委員

そうすると、基本的な部分にかかわりますけれども、小樽の給食のあり方については、単独校といわゆるセンター方式をとっているわけですが、向かう目標といふかな、目標については単独校の取り扱いはどういうふう

になるんですか。

○学校教育部長

今回の適正配置と単独校の関係から申し上げますと、今回は石山中を末広、それから西陵、それぞれの単独校に受け入れると、こういうことになりまして、それはあくまでも適正配置に、受け入れに伴うということでございまして、そのことをもって単独校のあり方について結論を出したと、こういうことでございせん。

私ども、基本的な考え方といたしましては、単独校につきましては私どもの学校給食基本方針の中でセンター移行について検討すると、こういう方針を打ち出しています。しかしながら、この問題は大変難しゅうございまして、一方では、単独校の維持あるいは増大ということに強い要望する意見もございます。さらには、今回、石山中が対象となりましたように、学校の適正配置の中で、これからの適正配置の中で単独校を含めた全体的な適正配置ということもまた十分に考えられる。そういった内容を見きわめないと、この問題になかなか結論を出していくということは難しいのではなかろうかと。そういったことで、単独校のあり方につきましては、現段階でどういう方向でというのはなかなか申し上げられないんですけれども、いずれにいたしましても、児童・生徒が減少する時代でございますので、それに見合った、それにふさわしい学校給食全体の運営のあり方、効率面含めて、あるいは教育面含めて、そういったあり方の中で単独校について結論を出していきたいというふうに思っております。当面は、それまでの結論が出るまでの間は現行どおりで進めてまいりたいと、このように思っております。

○佐々木(勝)委員

であるから、なおのこと、残っている限りはやはりきちっとした手だてをしてください。

中途半端にしておいて、いずれなるからとか、どういうふうになるからわからないからといってお粗末にするんじゃないくて丁寧な対応をしていただきたいと思います。

○佐々木(勝)委員

◎学校給食について

それから、もう1つは、学校給食の関係全体でお伺いしますけれども、今課題になっている単独校、センター方式含めてですね、学校給食のさまざまな要望や意見が寄せられていると思うんです。その多くの中に、今使われている食器の問題等々があると思うんです。今までも何回も議論していて、大変危ないというか危険だというか、子供にとってちょっとどうかなというようなものが提起されていて、現実には今、給食器の中にはP C、ポリカーボネート食器、現在も使われていますか。

○学校給食課長

P C食器、いわゆるポリカーボネート製の食器は、現在、米飯の食器、いわゆる御飯茶わんですけれども、これで使用してございます。ですから、市内45校全部、米飯の食器はP C食器でございます。

○佐々木(勝)委員

いろいろと中にはね、俗に言う危ないというか危険というか、それは受けとめ方が違うんだというふうに思うんですが、今も続けていく根拠になるものは何かあるんですか。

○学校給食課長

私どもも食器の改善ということで、より安全性の高い食器ということを目指しまして、部内あるいはそういう関係者と検討を進めてございます。そういった段階ですけれども、今早急にですね、これがいいという食器がなかなか見当たらないというのも1つ現状でございます。したがって、これからその辺の食器がですね、どういう食器で、いわゆるいろんな面から検討しなくてはいけないと思います。ただ、いわゆる何々がいいということだけでそれを改善するということにはなかなかまいりませんものですから、その辺総合的に検討を重ねまして、そういった中でひとつ答えを出していきたいというふうに思っております。

○佐々木(勝)委員

これ検討になってずっと来てるわけでしょう。そして一定の、結論から言うと予算がないからというところへ結びついているところが、やはり限界を越えてないなというふうに思うんです。予算があったらかえるけれども、予算がないからかえないということでは私はないと思ってるんです。おおむねPCの食器については、いわゆるビスフェノールAの数値が高いというので検査も出ているということから、控えていく方向に流れが多い中で、小樽は切り替えていくためには予算がないから、こういうことでは私はないと思ってるんです。やりとりした中では、一定の基準内で、検査をした中でね、基準がいわゆるプラスとマイナス、それから幅がある。こういう中で危険性の問題というのは、そういう問題は必ずしもどうかという、比較対照するところのね、検査したものの確固たるものがないから、必ずしもどうかと発言してたと思うんですけれども、その辺をちょっと見解いただきたい。

○学校教育部長

食器の問題でございますけれども、これについては、従来から私どもは疑わしきものは排除、食器そのものについて有害ですとか、そういう厚生省ははっきりしたものを言ってございませんが、一方でそういったものに疑いがあるということでございますので、私どもも疑いのある食器については排除すべきだと、こういう観点から検討しているところでございます。なぜ今の段階で取り替えるに至らないのか、予算的なことかと、こういうお話でございますけれども、どの食器がいいのか大変難しゅうございまして、それぞれにいろんな種類があるんですけれども、一長一短がございます。これといった決め手になるような、そういったことがなかなか申し上げるのは難しい状況でございますし、一方では日東バイオンの方に食器の関係については洗浄していただいている。そういった日東バイオンの関係もございまして、さらには、現有の施設で、例えば陶磁器を入れた場合に、現行の施設あるいは設備でクリアできるのかといった問題もございまして、そういったことを総合的に含めた中で改善すると、そういった方向の中で現在協議・検討していると、こういう状況でございます。

○佐々木(勝)委員

そういう疑わしきものは使わないと。それで、ちょっと方向変えますけれども、今現在、塩化ビニールの手袋は給食で使用していますか、してませんか。

○学校給食課長

今現在、使用してございません。

○佐々木(勝)委員

明確に答えてますね。では、使わないように判断した理由は何ですか。

○学校給食課長

実はこれ、今年に入って6月になりましたが、厚生省の検査の結果、いわゆる環境ホルモンとの絡みの中で、塩化ビニール製の手袋が高い数値を示したというような報道がされまして、それを受けて、いち早く文部省の方から各都道府県に、いわゆる塩化ビニールの使用の中止の通知文を出したというようなことで、私どもはそれを受けまして、即刻そういったことで。実は使ってました。全部ではないです。一部使ってましたんですけれども、即刻それは中止いたしまして、今現在は環境ホルモンに関係ない、いわゆるゴム製ですとかポリ系の手袋に切り替えて使用してございます。そういった中で、そういった文書あるいは報道を含めまして私ども判断をさせていただいた、こういうことでございます。

○佐々木(勝)委員

本当に疑わしきものは使わないという、その中で確固たる、これは6月14日ですね、厚生省の食品衛生調査会、毒性・器具容器包装合同部会というところで、はっきりと、前、コンビニで使われていた弁当の中から疑わしきものの中から数値をはかってみたら、完全に衛生管理の問題からゴム手袋の方から数値が出たと、これが発表になりましたよね。機敏に対応している市教委の学校給食ですから、検討、検討していった結果でどうなるかというのでなくて、いち早くこれに対応したということは評価できると思います。それを上げておいて、使われてない。かわ

りのものを使っているんですか。それとも素手でやるの、消毒してやるの。

○学校給食課長

O-157の発生以来、素手で給食をつくるというようなところは、指導もございまして、やはり何らかの防護策と申しましょうか、そういった中で、やはり手袋が一番ベターだということで、いろいろ手袋にも種類がございますので、そういった中で、本来なら塩化ビニールが一番手のなじみがいい、使いやすいということで使われているというふうに私は理解しているんですけれども、そういった中で、やはりそれはだめだということであれば、多少使いつらくてもゴム製の手袋あるいはポリ手袋というような手袋にかえております。

○佐々木(勝)委員

塩ビというのは、つくれば水俣病、使って環境ホルモン、捨ててダイオキシン、こういう3テンポになっているので、これは常識的な部分になっているのではないかと思います。あわせてですね、これは厚生省の関係で発表になったことから流れできているわけですが、他の部門でこの塩ビの手袋を使っている、または使っていない、そういう関係、庁舎の関係ですね。今学校給食の方は聞いたので、他の部門ではどうなのでしょう。

○(樽病)医事課長

市立小樽病院の患者さん向けの給食づくりで、今お尋ねの手袋につきましては、教育委員会同様に、報道があった後、同じような観点で使用を中止して、安全なポリまたはゴム手袋にかえて作業をしております。

○第二病院次長

第2病院におきましても、小樽病院と同じ対応をしております。

○児童家庭課長

保育所についても、学校と同じような改善をしていたと思います。

○保健所長

そのような通知が来たときに、食品製造業者、販売業者に対しまして通知をいたしました。ほとんどのところで使っていませんでしたけれども、二、三使っているところは直ちに切り替えております。

○佐々木(勝)委員

今のようにですね、疑わしきものについてはダイオキシンもその一つだと思います。焼却炉の問題も市長の方から答弁し、平成14年ですか、それに先駆けて排除の方向で前向きに取り組んでいくと、こういう答えをもらっていますので、環境問題含めて、みんなで頑張っていこうというふうに思います。

○佐々木(勝)委員

◎公立高校の間口の問題について

公立高校の間口の問題について、その後の対策等についてお話しください。

○学務課長

その後の動きということですが、ご承知のとおり、9月6日に13年度の適正配置計画案が公表されました。私どももいたしましては、その案に対して、小樽市としての態度といいますか、基本的には桜陽高校の1間口削減というものの再検討と現行間口の確保ということが中心課題になろうかというふうに考えておりますけれども、再度道教委に対して間口確保を求める陳情を組織していきたいというふうに考えております。ご承知のとおり、小樽市議会も今会期中でありますし、道教委も20日から第3定例会が始まるという、そういったような日程の中で、現在、道教委と日程調整等を進めているという形でご理解をいただきたいと思います。

○佐々木(勝)委員

このままの状態ですと、9年間連続でちょっと頓挫してまた削減ということで、適正配置の理論だけで推移していくと機械的な間口削減につながっていくんだらうというふうに思うんですね。それは2間口が1間口になる、場合によってはいろいろ変化すると思うわけです。これからの小樽のことを考えていった場合に、やはり考え方は持

つべきだと思います、一定のね。それがあって、それに対応、これからの適正間口配置計画に対応していかなければならないと思う。機械的な間口削減に何とかして歯どめをかけていくための考え方、この辺のところを聞かせてください。

○学務課長

今、佐々木(勝)委員のご質問、小樽市内の高校のあり方についてのご指摘でないかというふうに理解をしております。このことは代表質問の中で教育長の方からお答えしているわけですが、ご承知のとおり、今年の6月に北海道教育委員会の方から「公立高等学校の基本方針と見通し」という、これは平成13年度から19年度まで7年間の中長期計画という位置づけでの考え方が示されております。それで、これ自体は、道教委自体、今後は道内の中学卒業生数が極めて激しい形で減少していくという中で、単に間口調整だけではなくて、もう一方では将来的な展望に立った高校のあり方を検討していかなければならないという、その意味では2つの柱を持って示された見通しと計画という形になっております。

高校のあり方の関係について言いますと、幾つかの柱があるわけですが、1つは学科再編成あるいは学科の改編という部分もございますし、またもう1つは、従前の職業科から総合学科の新設、道内既に数校、総合学科という新しいタイプの高校ができています、そういった部分への組織改編といったものを検討課題に挙げられております。

当然、今後この7年間の計画の中では、小樽も含めた後志の学区の中でもそういったことが検討されるべき課題だろうというふうに考えております。

従来から公私懇談会ですとか、あるいは地域別検討協議会ですとか道教委の主催する会議で、市内の公立、私立の校長、また私ども市教委も入っての話し合いの場がございますので、そういった中で教育委員会としての考え方もししながら協議をしていきたいというふうに考えております。

○佐々木(勝)委員

道教委に対しての物の考え方、それはわかります。この小樽の高校の教育の現状をどう打開していくかという、知恵を出し合うような場づくりというのは必要でないかなというふうに思うんですよ。そのことによって共通理解が深められ、足並みがそろうのではないかなというふうに思うんですけども、その共通の場づくりみたいなものというのは難しいですか。

○学務課長

繰り返しになりますが、小樽市内の公立高校の所管は道教委になりますし、私立高校も道の総務部の学事課という仕切りになっております。今申し上げましたとおり、道教委の中では、道教委が事務局といいますか、道教委の仕切りの中では当然その公私含めたいろんな協議の場も設定されておりますし、私ども教育委員会あるいは市内のPTAですとか、そういった教育関係団体も参加する場面といいますか会議もございますので、そういった中での議論、協議という形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○教育長

補足をいたしたいと思いますが、小樽市内の公立高校の職業科は、19年までの見通しの中では、拠点校、準拠点校、水産が拠点校で、商業と工業が準拠点校ということで、その位置ははっきりしていると思います。ただ、公立高校の普通科と私立高校の普通科は、普通科の教育の目標が同じですので、そこに差を設けるというのはできないという、そういうことがございます。ただ、私ども内部で考えますと、私学の間口と公立の間口がせめぎ合いして、だんだん普通科がやはり小さくなっていく。教育関係者の中では、銭函地区に小さい規模でも新しい高校へという、そういう期待もあるというふうに私どもは考えております。

ただ、教育委員会は小中学校をいわゆるいろいろ仕事の範囲としておりますので、高等学校は道教委の職務権限の中に入っております。あわせまして、この後志学区は第1学区から第3学区まで分かれておりまして、高校の消

長を考えるとときに管内全体で考えなければいけないという課題も含んでおります。

しかし、今課長がお話し申し上げましたように、いわゆる中高一貫教育の方向、総合的なそういう選択制を持つ高校と、幅広い選択に対する対応も考えていかなければいけませんので、来年は幸い小樽市内の中学生は十四、五人ぐらいの減ということで、適正配置に若干の休息の時期といいますか、そういう時期も期待されますので、今後、早急に教育関係者に話を求めまして、どこが旗振り役になるのかというようなことも含めまして、ちょっと問題を提起してみたい、そういうふうに考えております。

○佐々木(勝)委員

◎行政改革の推進状況について

9月15日号の広報の中に行革の推進状況の報告がありました。聞きますと総務常任委員会で詳しく説明があると、こういうことですが、私の方からは、ここに書かれている「さらなる行革をこれから」というところで、これは恐らく11年度のまとめということだろうと思うんですけども、これまでのまとめというのはいつからいつまでをまとめたもので、この先の部分というのがちょっと区別できない。このまとめた分は平成11年度の何月から何月分まで、11年度でまとめた総トータルですね、総トータルでいいんですね、単年度じゃないですね、11年度、それをまとめた形で。

○総務部宮腰主幹

9月15日号の広報に出ておりますのは、項目数で言うておりますのは、最後の部分で項目数あるいは効果額、これは3年度間の累計を示しております。中身の個々の事業、実施項目につきましては11年度中に実施したものであるということで説明してございます。

○佐々木(勝)委員

それで、そういう意味合いからすれば、ここに書いてある数字から読み取りますと約39億6,300万、実施率76%、こういうふうに書いてある数字で、トータルの数字でね。それで、それは数字ですから、数字の違いはおそらく間違いはないと思うんです。それで、聞きたいのは、これからさらなる改革をしていくということの中で、平成12年度に掲げた目標ですね、これを聞かせてください。

○総務部宮腰主幹

12年度に掲げた目標ということではなくて、12年度が最終年度という形になっておりますから、今現在、未実施という形になりますでしょうか。ということになりますと、事務事業の見直しといいますと、庁内公用車の管理体制の見直し、環境事業に関する第三セクター等の設立、小・中学校の余裕教室の有効活用、それから、補助金整理合理化。時代に即応した組織機構の見直しでは、施設の管理体制等の見直しで葬祭場関係、国際交流事業の見直し、それから保育所の統廃合、これは今年度の当初予算で予算がつきましたから、現在作業中ではありますが、実施されてないということではまだ未実施という形になってますので、保育所の統廃合。それから、選挙管理委員会事務局の平常時の縮小。それから、外郭団体の見直しの中で、外郭団体の改革方針の策定、それから、定員管理及び給与等の適正化では、給与制度等の見直しのうちの薬剤師の初任給是正と特殊勤務手当の見直し。人材の育成と多様な人材の確保では、人事評価システムの検討と人材育成基本方針の策定、人材育成推進体制の強化。それから、行政の情報化と行政サービスの向上では、確定申告受付システムの導入、ワンストップ行政サービスの推進。それから、公共施設の管理運営等の見直しとしては、新設時の複合化の推進。こういったものがまだ未実施というふうに考えてございます。

○佐々木(勝)委員

今言ったのは、ずっと今予定されているものですね。12年度の今取り組んでいる部分については、それぞれ全部に取り組んでいるというふうに押さえていいですか。

○総務部宮腰主幹

今、未実施になっているものを申し上げましたけれども、この中でも既に結論として、これは12年度中までにはできない、あるいは今回の12年度までには期間は見送ろうというものの中にはあります。

○委員長

民主党市民連合の質疑を終結し、公明党に移します。

○高橋委員

◎行政改革について

私の方からは、代表質問に関連して何点かお聞きをします。

先に、今も質問ありましたが、行政改革について何点かお聞きします。

まず、今言われたように、広報に載っているわけですが、「行政改革についてのお問い合わせは担当者へどうぞ」ということでここに載っているんですけども、実際市民の方からそういう意見、反応はあったでしょうか。

○総務部宮腰主幹

担当の方には直接はありません。ただ、市長への手紙の中では、いろいろな場面での意見が来ております。私のところには直接は来ておりません。

○高橋委員

それでは、ちょっと質問ダブるかもしれませんが、お願いしたいと思います。

まず、実施に関しては、78項目中57項目実施したということで市長の方からご答弁いただいたんですけども、今年度、平成12年度にその残りの21の中で現在進行形もしくは実施しようとするもの、それについての項目を教えてください。

○総務部宮腰主幹

まず、時代に即応した組織機構の見直しの中の、施設管理体制等の見直しの部分では、葬祭場と図書館が現在のところ未実施になっておりますけれども、図書館は既にこれは嘱託職員を正規職員にかえて採用したということで、これは終わっておりまして、葬祭場が残っているという部分があります。あと、先ほども申し上げましたけれども、保育所の統廃合も未実施にはなっておりますけれども、実際には今年度の予算に調査関係の経費が入っておりまして、現在作業を進めているというところです。

それから、定員管理及び給与等の適正化の中に、薬剤師の初任給是正と特殊勤務手当の見直しがありますけれども、これにつきましては既に職員組合の方に提案中でありまして、協議をすることになっております。

あとは旅費の見直しにつきましても、既に今年の4月から一部分の見直しがされております。

それから、人材の育成と多様な人材の確保の中で、人事評価システムあるいは人材育成基本方針、人材育成推進体制の強化というのがありますけれども、これは現在も検討中ということで、まだ結論が出ていませんけれども、引き続きやっております。

あとは公正の確保と透明性の向上の中に、監査機能の充実とありますけれども、これにつきましては、監査委員の方で監査の方法を改めるということで、特に行政監査につきましてはテーマを決めて取り組む、あるいは財政補助団体監査につきましては対象件数をふやすというようなことで推進はされております。

そのようなところが今年度できるところかなというふうに思います。

○高橋委員

それで、平成12年度が最終年度ということですから、最終的に実施率は、予想という形になると思うんですけども、どのぐらいまで行くというふうに予想されていますか。

○総務部長

項目では11年度の中で57項目になっておりますので、73%前後ぐらいになってるんですけども、項目の数でい

きますと、今まだ手のついてないものもあります。これはちょっとこの項をすべてクリアすることにはならないのではないかと考えております。

ただ金額的には、今39億6,000万ということで、ほぼ目標の大体75、76%ぐらい行ってますので、何とか金額面では目標を達成するようなことに向けて努力していきたいというふうに思っております。

○高橋委員

それでは、逆に平成11年度までにできなかった、未実施の21項目があるんですけども、今進行中のものもありますから、全く手のついてないもの、それは主にどのような項目があるか教えてください。

○総務部宮腰主幹

まず、事務事業の見直しの中では、環境事業に関する第三セクター等の設立、それから、小中学校の余裕教室の有効活用、補助金の整理合理化、それから、先ほど申し上げました時代に即応した組織機構の見直しで葬祭場、国際交流事業の見直し。それから、選挙管理委員会事務局の平常時縮小、人材育成と多様な人材の確保の中で人事評価システムの検討、人材育成基本方針の策定、人材育成推進体制の強化。行政の情報化と行政サービスの向上では、確定申告受付システムの導入とワンストップ行政サービスの推進。公共施設の管理運営等の見直しでは、新設時の複合化の推進というものがあります。

○高橋委員

最初に出てきました環境事業に関する第三セクター等の設立、これはどういう内容でしょうか。

○総務部宮腰主幹

これは計画をつくりました当初、市の事業を今、直営あるいは委託ということでやっているわけですが、収集運搬から処分に至るまでの市の部分を第三セクター等を設立してやっていこうかというふうに考えたわけですが、今、ご存じのとおり広域の方で処理をしようとしておりますので、その関係で市の方の直営と、小樽市として取り組むべき環境事業の部分に変更になってきているという状況があるものですから、その辺、広域との関連で今のところ手をつけられないという状況でございます。

○高橋委員

2点目の、小中学校の余裕教室の有効活用は全然手がつけられないということですが、これはどういうことですか。

○総務部宮腰主幹

これは検討はしたんですけども、実態を調査したところ、いわゆる空き教室というのはない。すべて学校の方で学校教育の中で使用されているというようなことで、現在は空き教室がないために、空き教室ができた段階で考えるというような結論が出まして、手がついていない、結論が出てないといえますか、検討はしたんですけども、実施の方はすべきものがなかったということです。

○高橋委員

空き教室の定義というのはどういうことなんでしょうか。教育委員会にお聞きします。

○(学教)施設課長

空き教室の定義ということなんですけれども、まず、余裕教室にも一時余裕教室、それから余裕教室となりますが、1つは、一時余裕教室というのは、将来使えるということで、学級がふえたとき、現在は普通教室として使われてませんが、使うことがあるという、そんなことが一時余裕教室です。ですから、余裕教室の中で、将来とも全くあいて使う必要性がないと、これを空き教室というふうに定義づけられております。

○高橋委員

わかりました。

それでは、もう1点、補助金の整理合理化ということがありましたけれども、これは具体的に何が検討されたの

でしょうか。

○総務部宮腰主幹

これも庁内の検討委員会をつくりまして、補助金の交付条件といいますか交付基準といいますか、そういったものを明確なものをつくろうということで検討に取り組んだんですけれども、補助金と一言で言ってもいろんな補助金がありまして、一時的な、例えば小樽市で開催される何とか大会というような大会の開催経費に対する補助金もありますし、あるいは、毎年、少額ではありますけれども事業運営のための補助金を受けている団体もあるわけで、なかなかその補助金を、切れる補助金、切ることのできない補助金といいますか、言葉は不適切かもしれませんが、国や道の制度と小樽市のものが重なって一つの補助金を形成するというような補助金もあったり、いろんな形態のものがあります。

その中でなかなか明確な基準がつくられないでいるということで、現在は予算編成の中で個々に考えながら見直しをかけていく。統一的な基準をつくるまでには至らなかったということです。

○高橋委員

それでは、総体的にお聞きしますが、未達成のものについては、実施計画のときに初めからちょっと難しいものがあつたのではないかなと、そういうふうに想定されるものも何かこう聞いてあるんですけれども、その辺はどのように考えられてますか。

○総務部宮腰主幹

おっしゃるとおり、実施計画をつくる時には取り組むべきだということでやったわけですが、実際検討したところがですね、思っていたようなものではないといいますか、一つの例で申し上げますと、行政の情報化と行政サービスの向上の中に、確定申告の受付システムの導入というものがあります。これを実際に検討していったところが、確定申告の受け付けだけのためにこのシステムを導入するのであれば、経費的なもの、そして効果的な面で、費用対効果でうまくいかないということから、さらに確定申告だけではなくて市税全般に広げていったらどうだろうかということで検討をし直したと。

ところが、今度は今あるホストコンピューターでは容量が足りないということがわかってきまして、やるとすれば、さらにホストコンピューターを増設した上で、さらに、今ホストコンピューターへ入っているデータを組み替えるというんでしょうか、そういうような作業が出てくる。そうすると、費用はかかるし、事務量はふえる。結局、今それに取り組むとしても上がる効果は少ないという結果が出まして、これは12年度中にはできないというような結論が出たと。

要するに、当初、こういったものも必要ではないかということで取り組んで、実際細々とそこまで検討した結果、費用対効果なり何なりというような問題が出てきて、結局、それであればこれは無理してやるほどのことではないのではないか。むしろ今はもう少し待った方がいいのではないかなというような結論になったものも幾つかあります。

○高橋委員

それで、できなかったもの、検討しなければならないものについて、平成13年度以降、これらの改訂版として実施する旨のご答弁もいただいておりますけれども、このできなかったものについてはどのように取り扱いをするか、考えられているか教えてください。

○総務部宮腰主幹

やらなければならないと思うものについては当然継続していきますけれども、情勢の変化ということもありますので、その辺を考慮しながら、継続して項目だけ挙げても、結局その実施できないのであれば意味がないわけですから、その辺のことは実際の状況を見きわめながら検討していかなければならないだろうと。ですから、今は項目に挙がっているけれども、新しい実施項目からは落ちるというものも当然出てくるかと思います。

○高橋委員

それでは、13年度以降に關しての実施計画、これの改訂ということになってますけれども、現在の進められている状況を教えてください。

○総務部長

本会議でも市長から答弁ありましたように、新行政改革關係の実施計画につきましては、いわゆる平成9年度で新行政改革大綱というものを設定いたしまして、それに基づいて行政改革を進めてきているわけでありまして、そういう中で、今主幹の方から答弁ありましたように、既に実施したもの、あるいは今後取り組まなければならないものとかというものもありますので、今後そういうもろもろのものも、継続してやれるものも引き続いてやっていくということと、それから、今の時代に合わせた行革ができるかどうかということも新たな視点でやはり検討してみ、そういう原案を今つくっている最中でございます。

そういう中で、今、原案ができ次第、各部との連絡調整もしながら、また懇話会の意見もお聞きしながら新たな実施計画に向けて策定していこうというふうに考えておりますので、でき次第またご報告したいと思っております。

○高橋委員

それでは、その実施計画の中で、これは重点項目だというふうに考えられているもの。現在挙げられるものが何かありましたら教えてください。

○総務部長

中には今新たな視点で考えていかなければならないというものもありますし、また、今も進めております、例えば組織機構の見直しの關係についても、これは引き続いてやっていかなければならない大きな課題だと思っております。また、今、試行で進んでおります事務事業の評価システムがやられておりますので、それらとの連携を図りながら、新たな視点でまた行革を進めていきたいというふうに思っております。

例えば職員の關係につきましても、今も話ありましたですけども、市の持っている公用車の扱いをどうしていくとか、それから、いろんな業務の形態そのものを、あるいは委託だとか見直しも図れるのではないかという観点については、また新たな視点を加えながら項目として取り込んでいきたいというふうに思っております。

○高橋委員

◎職員倫理規程について

次に、倫理規程について何点かお聞きします。

倫理規程はいつ出される予定でしょうか。

○総務部長

今まで庁内の關係だとかいろんな意見を聞きながら、たたき台自体は総務部でつくったんですけども、その意見を求めまして、集約が終わりまして、最終的に私どもは市にあります例規審査委員会というのがありますので、その中で今もんでもらいました。おおよそ、たたき台というか、その原案もでき上がりまして、できれば総務常任委員会にお示ししていきたいというふうに考えておりまして、その準備を今進めている最中でございます。

○高橋委員

それで、ご答弁の中で、全職員に周知するというふうに言っていましたが、具体的にはどのようにされるのかお伺いいたします。

○職員課長

今部長の方からお話し申し上げましたとおり、原案ができまして、規程という形で出したいというふうに考えておりますので、それを当面は全職員に1人ずつに配付されるような形で進めてまいりたい。さらにまた、そのときに庶務担当課長會議等を開催する中で、一定の趣旨、あるいはまた取り扱い等、詳細について統一的な取り扱いができるようにしてまいりたいと、そんなふうに考えております。

○高橋委員

職員の方にはそれを配付するだけなんですか。趣旨説明はないのでしょうか。

○職員課長

委員申されましたとおり、職員に配付する中で、庶務担当課長会議を通じまして、中身はいろいろと各部から寄せられている疑問あるいは取り扱いの疑問といいますか、それから、どういうふうに扱うのか、いろいろと各部からそういった内容を聞いてございますので、そういったことも答えを出しながら、庶務担当課長を通じましてそういった内容を周知をしまして、それをもって職場の職員の中で話し合う場を設けていきたい、そんなふうを考えております。

○高橋委員

もう1点、不祥事防止に向けた職員研修を実施するという点もありましたけれども、それはどのような内容で考えられていますか。

○職員課長

私どもの今当面考えておりますのは、今申しました個人に対する規程を配付して、職場の中でそういった内容等も含めて詳細理解していただくということが1つと、もう1つは、課長職を中心としまして不祥事防止に向けました、例えば一般的な話にもなるかもしれませんが、あるいはまた個別でいろいろと不祥事に絡む統一的な問題点あるいは課題、そういったものを外部講師を招く中でそういったものを分析しながら、どういったことに注意をしながら扱っていったらいいのか、当面そういったことの課長職の研修もあわせて実施していきたいと、そんなふうを考えております。

○高橋委員

もう1点、チェック体制、責任体制ということでありましたけれども、基本的な考え方として前とどのように変わったのか、変えようとしているのかお伺いいたします。

○職員課長

今までの分とどういった形でのチェック体制なり責任体制を明確にしていくかというご質問だと思うんですが、一連の発生しました不祥事に関しましては、1人に非常にいろんなことが集中をして起きている。さらにまた、それぞれの事務局等での、あるいはまた事務処理の要綱等がございますけれども、そういったものがきちっと理解をされない中で、1人に集中していろんなことが起きてきている。そういったこともございましたものですから、何とか複数体制で業務に当たる、あるいはまた定期的に事務処理をチェックをする。そういったことで、特段今までとこの点が大きく変わったということではないですけれども、そういった役割分担あるいはまた責任の分担、そういったものを再度見直しをする中で、再発防止に向け、取り組んでいこう指導してまいりたいと、そんなふうを考えてございます。

○高橋委員

それでは、よろしくお聞かせしたいと思います。

○高橋委員

◎情報化について

次に、情報化について何点かお聞きしたいと思います。

まず、情報化ひろがりプログラムというのが、この21世紀プランの中にありますけれども、大変私は大きな位置を占めているというふうに認識をしております。そこで、この情報化のプログラム、これに関しては市としてどのような位置づけになっているのか、まずお聞きしたいと思います。

○企画部安達主幹

情報ひろがりプログラムにつきましては、今回の総合計画の基本計画の中で、いわゆる時代の潮流に対応し、将来の情報化推進に向けての環境づくりの施策ということで、いわゆる緊急性が高く、市民ニーズの強い施策をどう

取り組むかという一つの重点プログラムとともに、市がこの総合計画の中で重点的に進めなければならない施策、このように位置づけております。

○高橋委員

それで、この中に地域情報化計画の策定、こういうことがメニューにのっております。

これの実施時期に、前期、後期とありまして、前期というふうになっているんですけれども、この前期というのはいつのことを指すんですか。

○企画部安達主幹

この総合計画の最初の当初の年度が平成10年度でございましたので、これにつきましては平成14年度までが前期、15年度以降が後期ということで策定しています。

○高橋委員

それで、市長のご答弁の中では「早期策定に向けて」という一言が入っておりますけれども、今言われた内容というふうに理解してよろしいですか。

○企画部安達主幹

これは今年の8月末にこれまでも、いわゆる国の方ではですね、この地域情報化あるいは国の情報化についてのさまざまな指針が出ていたわけでございますけれども、この指針の中で、国においても平成15年度をめどに電子政府の基盤の構築をする。それにあわせて、いわゆる地方公共団体においても、これに対応した基盤の整備が望まれる。こういったことでございますので、私どもにつきましても、何とか平成14年度までに、これからいろんな庁内議論や、また市民ニーズの把握などに努めながら、策定に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

○高橋委員

それと、基本方針の確立ということになってますけれども、それも同じような時期ということですか。

○企画部安達主幹

この情報化のいわゆる計画、地域情報化計画といいますのは、恐らく、これはまだ私の方でこれからまた皆様と議論していかなければならないわけでございますけれども、相当広範囲で、なおかつまた莫大な資金がかかるということもございますし、そしてまた、将来に向かって、行政に対してさまざまな大きな影響力があるというふうに思います。そのためには、やはり慎重に取り扱っていききたいということで、その基本的な方針というものをまず早急につくりながら、それに基づいて計画を策定していく、このように思います。

○高橋委員

それから、諸課題の調査・研究を進めるというふうになっておりますけれども、現在何か取り組んでいるものはありますか。

○企画部安達主幹

これらにつきましては、現時点の中にも幾つかの情報施策をしているわけでございますけれども、やはりこれを組織的に進めていくというふうになりますと、いわゆる関係条例の整備だとか、各部局の事務の進め方だとか、これらについては今後の検討課題の検討の中で明らかにしてまいらなければならないというふうに思います。

○高橋委員

それから、地域情報化というふうに言葉で出てますけれども、市民が、こういうものだというふうにイメージをするのに、どういう感じかなというのを説明するとしたら、どのように説明したらいいのかなというふうに思うんですが。

○企画部安達主幹

この総合計画の中に、基本的には、市民、行政などが情報を共有するため、地域の情報化のための具体的な施策を体系的にまとめた計画と、まあ、わかるようなわからないようなものですが、恐らくはですね、まずは市民ニー

ズに対応した、いわゆるインターネットを活用して、市民ニーズに対応した情報といった部分、それを保健・医療・福祉の分野、あるいは教育分野あるいは防災の類、こういったものについて、さらに、恐らくきめ細かく情報を発信していくということが1つあるんだろうと思います。

それから、内部的には、やはりもっともっと現在の事務そのものをですね、効率化に使うというだけのためものではないです。事務そのものが、例えば市民が今度はインターネットを使うわけですから、一方通行ではなくて今度は双方向といった部分も出てきますので、そういった部分に迅速に対応するための、いわゆる行政の高度化といった部分、そういったものが今後求められてくるという中で、行政としては大きな意味で変化といいますか、そういったことが求められてくるのではないかと。このようなことで、とにかく行政サービスが向上する、それに向けて努力をしていくということを説明していただきたい。

○高橋委員

質問が時期尚早だったみたいで、また勉強してきて質問をしたいと思います。

○高橋委員

◎情報化教育について

次に、情報化教育ということで何点か質問した中でお聞きをしたいと思います。

パソコンの研修を情報化に向けてやっているということでご答弁をいただいたんですけども、今までどのような研修をやってきたのかお聞きしたいと思います。

○情報システム課長

パソコン研修なんですけど、昭和62年からOA研修ということで取り組みまして、今現在のようなパソコンではないんですけども、文書作成、表計算、データベース系の集計、それを3種類やりました。ばらつきはあるんですけども、年間約80名程度任せていただいてやっておりました。

11年度の後半からなんですけれども、今ウィンドウズ系ということでパソコンが流行してますので、それに合わせて、表計算と、それと表計算も応用と基礎ということで、それからワープロ、文書作成の基礎と応用、それからパソコンの基本的な使い方ということで、全部で5種目あるんですけど、月30名程度を、延べ人数なんですけれども、集めましてやっております。年間、やれない月もあるんですけど、約300名近くになるのではないかと思います。

○高橋委員

このご答弁の中で、今年度は高度情報化に対応するというくだりがあるんですけども、今までの研修とどこが違うのですか。

○情報システム課長

今までですと、パソコンがちょっと古い型というか、ある一定のものしかできなかったんですが、今のパソコンというのは、1台でいろんなことができる。パソコンの基礎研修の中で今やっているんですが、こういうこともできるよ、ああいうこともできるよと、いろんなことができるよと、そういうことでですね、今のこれから始まる庁内LAN、1人1台パソコンになっていくんですが、それに向けて皆さんに、初心者から知ってる方それぞれいるんですけども、広げていきたいというような形で始めました。

○高橋委員

その担当講師はだれでしょうか。

○情報システム課長

当初、昭和62年のころは担当講師、ほかから来ていただいたんですが、職員との接触が余りコミュニケーションうまくいかないということで、私どもの情報システム課で、私も含めまして3名で、係長、担当と3名でやっております。

○高橋委員

そうすると、今後考えられる高度な内容といいますか、それに関しては対応できるのかなという心配があるんですけれども、その辺いかがですか。

○情報システム課長

まあ、私はそうでもないですけれども、担当、今私どもの課の担当が、かなり詳しい者がおりまして、これからメールのやりとりだとか、それからホームページの作成だとか予定されてくるかと思うんですが、その辺も、私どもの講師研修というのも札幌地区でありますので、それを受けさせてまして、向上して皆さんに広めていきたいと思っています。

○高橋委員

◎庁内LANについて

次に、庁内LANについて何点かお聞きします。

庁内LAN設定の実施計画あるいは整備計画というのはどのように考えられてますか。

○情報システム課長

庁内LANにつきましてなんですけれども、当初、小さなサーバーなんですけど、約8ギガという小さなサーバーなんですけれども、1台設置しまして、初め3課でやっておりまして、今現在7課まで増設しまして、データの有効活用とプリンターも共有ということではじめております。

○高橋委員

実施計画とか整備計画はどのように考えられてますかということなんですけれども。

○情報システム課長

12年度につきましては、予算つけていただきましてサーバーをもう1台ふやしていただきまして、それで各部庶務担当課長までは引きたいと思ってまして、13年度以降なんですけど、いろいろ難しい面もあるんですけれども、なるべく1課に1台、それから係、それから、最後には1人1台というふうに進めていきたいとは思っております。

○高橋委員

ということは、具体的な計画はないということなんですか。

○情報システム課長

まだちょっと、財政面もかなりかかると思うので、これからの13年度以降の詳しい予定というのは、まだちょっと決めかねているところであります。

○高橋委員

まず計画を立てなければ何も実施できないというか、始まらないといいますか、今やってることも本当にそっちの方向へ行ってるのかどうかという確認する基盤もなければちょっとまずいのではないかなと思うんですけれども、その点どうですか。

○総務部長

今、ご承知のとおり、IT革命につきましても国の方で重点的に取り上げていこうということで、今法の整備だとか補正予算だとかを進めております。そういう中で、情報化時代に向けて小樽市もやはりおくれをとってはまずいということで、今、庁内の関係先が集まって、その情報化に向けてどういう方向をたどっていくということも、いわゆる研究会、検討会みたいなものも今立ち上げを予定しておりまして、それで、総務の中でもそういう研究に向けてやっていこうということで今やっていますけれども、やはりその目標自体は、庁内LANを整備して、1人1人の職員がそのパソコンを利用した上での仕事の推進ということが一番求められてくるのではないかと思いますし、また、仕事だけでなく、対市民といいますか、いわゆる情報の発信も含めて、それから、市民に利用しやすいような、そういう機械の利用を図っていかなければならないと思いますので、その辺に向けて、どういう体制をとっていけるかどうか、国の流れも見ながら市としてもおくれをとらないようにやっていこうというふうに思っています。

て、そういう中で、今具体的な実施計画もつくりながら進めていこうというふうに思っております。

○高橋委員

ぜひ早急な実施計画をお願いしたいと思います。

それで、答弁の中で一部LAN回線が設置してあるというふうに言われておりましたけれども、これはどの部分なのか教えてもらえませんか。

○情報システム課長

LAN回線につきましてなんですけれども、今、大型コンピューターが私どもの部屋にあるんですが、そこから各部各課に端末機が行ってるんですが、その端末機に接続されている線ということで、それがLAN回線ということです。それを使用して庁内LANを進めていきたいと思っております。

○高橋委員

それで、先ほどちょっとお話ありましたけれども、今年度からサーバーを設置するという事で予定をされているようですけれども、サーバーを設置する意味をちょっと教えてもらえますか。

○情報システム課長

今のサーバー、容量がちょっと小さいものですから、もう少し大きなものにしまして、メールのやりとりだとか、それから、今、例規集をデータ化しているんですが、例規集を見たり、それから掲示板なんかもやろうかなと思ってるんですけれども、そういうデータを入れる器を用意しようかなと思っております。

○高橋委員

最後になりますけれども、市庁舎内の情報化の教育も含めての情報化に関する実施計画というものを、先ほど部長が言われた以外に、もう少し広げて、市庁舎内のという意味でのそういう計画が必要ではないかというふうに思うんですけれども、この点どうでしょうか。

○総務部長

先ほどもお答え申し上げましたですけれども、やはりこれは早急に必要だと思ってますし、また、回線を設けたり、あるいは機械を用意するということにつきましても、やはり相当の財源も必要としますので、計画的に図っていけるような、そういう計画を立てていきたいというふうに思っております。

○委員長

公明党の質疑を終了し、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時37分

再開 午後3時00分

○委員長

会議を再開し、休憩前に引き続き質疑を続行いたします。

市民クラブ、斉藤委員。

○斉藤(裕)委員

◎新焼却施設建設について

まず、本会議質問に関連して伺いますけれども、松本議員の代表質問において、本当に小樽市単独としての処理場建設は財源的に不可能なのかということをお尋ねしました。そこで、その詳細の経緯も含めてご答弁願いたいと、こういう質問をしたわけなんですけれども、国の関係については説明があったんです。通達があったと。しかし、道のだれと話したか、また、どこの道のセクション、課で担当して話をしてきたのか。これについてはご答弁がありま

せんでした。この点について改めて伺います。道のどこのセクションの、担当者、担当者と言われているのはどなたなのかお答え願います。

○環境部長

基本計画を策定する過程の中で、何回か幹事会あるいは、市長が会長ですので市長にも出ていただきました協議会を開催しました。その何回目かの会議、幹事会の会議の、この連絡協議会の事務局は後志支庁の地域政策部の環境生活課が担当しておりますので、常にそこの担当の課長及び係長、場合によっては地域政策部長にも出席をいただいております。何回目かというのは手元に詳しい日時はありませんけれども、幹事会のときにその旨、国の補助との関係の中でのことが話題になったときに、改めてその事務局を担当している後志支庁の地域政策部環境生活課の担当者から、そういったことですね、要するに、わかりやすく言うと、煙突1本でないとだめなんだよというふうなことのお話をいただきました。

○斉藤(裕)委員

これは大事なことです。直接我々としては道の方に問い合わせしてその真意というのを確認していかなければならない、こういう作業があるわけです。今の答弁によると後志支庁の環境生活課課長またはその担当する係長ということですね。

○斉藤(裕)委員

◎廃棄物最終処分場埋立業務について

それで、広域連合の話に入る前に、現在稼働している最終処分場についてお尋ねいたします。

前回の委員会で、業務委託契約、環境部と管理委託業務を締結している会社、この関係がずさんである、こういうことが明確になったところです。具体的に言うと、業務委託契約書に定められているはずの業務工程表、これが契約締結後7日間以内に提出しなければならない。これが今回の契約のみならず、長年にわたり提出されていなかった。また、随契に当たり、その見積書ですね。見積もり内訳書が数字だけで内訳書が入っていないです。これもおかしいのではないかと、こういう指摘をしてきました。

市長答弁もこの際いただいておりますけれども、見直すという、市長の答弁はたしか、前任者の起案したものというのは、なかなか中身をチェックで見落とす場合がある。そういったようにならないように、見直しをするところはして、直すところは直していくべきだと、こういう趣旨だったと思います。

そこで、前回の指摘があった後、委託業者に対してどういった指導をされたかお尋ねいたします。

○環境部副参事

ご指摘等がいろいろございましたので、記載の例えば事業計画書、そういった書類についての内容なり提出について申し入れをいたしまして、そういった書類については徴取したところでございます。

○斉藤(裕)委員

小樽市自ら契約書を作成して、その内容が守られていなかった。小樽市契約規則第23条、契約の解除、この4項に、これは契約を解除できるということを書いたものです。この23条の4には、契約事項に違反したとき契約は解除できる、こう定めてありますけれども、契約管財にお尋ねしますけれども、今回の事例というのは契約事項に違反した、こういうことにならないんですか。

○契約管財課長

契約規則の23条につきましては、履行について不正の行為があったとき等に契約を解除することができるという規定でございます。ただ、今回の、その届け出がなされていないことが業務に著しい影響を与えとか損失を与えとか、そのようなことがあれば解除ということは考えられると思いますけれども、今回のものについては、私どもとしては具体的に中身を承知しておりませんけれども、解除することができるということには該当していないというふうに考えます。

○斉藤(裕)委員

中身を承知してないのに何で判断できるんですか。

○契約管財課長

届け出が出されていないことによって業務の履行に支障があったとか、そういうことは聞いておりませんので、それには該当しないのではないかと私としては考えております。

○斉藤(裕)委員

詳細にご説明願いたいんですけども、環境部からはどんなふうに説明があったんですか。

○契約管財課長

あの時点で環境部と話しましたところ、その計画書、工程表は出されていないけれども、口頭の中でお互いにその工程というのは了解し合っているというふうに聞いております。

○斉藤(裕)委員

私は非常に疑問に思ったわけですから、環境部から後日、委託業者から改めて出された小樽市廃棄物処理最終処分場事業計画書、委託業者から出された7月1日付のもの。これを環境部からもらいました。この内容については環境部はどのようなチェックをされたのでしょうか。

○環境部副参事

埋め立て処分計画の実施段階において、私どもが想定している内容と同様だと、こういう形で、お互い話し合った経過もございますけれども、そういう形で押さえております。

○斉藤(裕)委員

環境部も委託業者と一緒に相談をしながら、この計画書をチェックし、認めたということですね。

そこでお尋ねしますけれども、この事業計画書の7月1日から9月までの3カ月間の埋め立て量、これは業者から出たやつですよ。一月に何立米になってますか。

○環境部副参事

今、その一月に何立米というのは資料を持ち合わせませんので、ちょっとお待ちください。

○斉藤(裕)委員

では、私から言います。

第1、第2、第3工区というものを順番に下から埋めてきますよという形です。そして、3カ月間にこの業者さんは1万4,500立米、一月に4,800立米。4,800立米ですよ、一月に。1日に160立米を、30日で割り返したら、処理するという計画なんです。

数字、手元に資料がない方、よくわからないかもしれませんが、同じ小樽市環境部がこの業者に委託をさせるために入札行為をしました。これは市長に私お願いして、公募型入札をしてもらいました。そのときに発注仕様書というのがあります。正確に言えば、小樽市廃棄物最終処分場埋立業務特記仕様書といいます。その中の、つまりこういうことですよと、今後こういうことをやってくださいよというその宿題ですね、仕様書ですから。その中では、小樽市は搬入廃棄物量見込みを1日377トン、先ほど委員会始まる前に、廃棄物の平均の重さ、小樽市では何ぼで計算してますかと聞いたら、立米当たり71キロ。そうすると5,300立米じゃないですか。ところが、皆さんが、おいおい出せよと、この工事予定表、計画表を出せよと、出した、チェックをした、協議もした、その結果は160ですよ。160立米。何か、どうしてこういうことになったのか教えてください。

○環境部副参事

ちょっとご質問の趣旨が理解できないものですから、もう一度ご説明願えますか。

○斉藤(裕)委員

いや、それは副参事からもらった樽栄環境整備が出してきた事業計画書、これでは7月から9月までの3カ月間

に一月4,800立米処理しますと言ってるんです。一月ですよ、一月4,800。ところが、あなたたちが出した1日のごみの搬入量ですよ、入ってくる量ですよ、入ってくる量は337トンと言ってるんです、1日に。そうしたら337トンに立米換算するのに1立米71キロだとおっしゃるから、それで割り返してみても、ごめんなさい、さっきデータ間違いました4,700何ぼですよ。4,700立米、4,746立米。数字違うでしょうと言ってるんです。何言ってるのかわかりますか。全然皆さんの言ってる仕様書と量が違うよと言ってるんです。

○環境部副参事

立米71キロというのは、いろいろ組成の分析の単位はあると思いますけれども、それは事業系の粗大一廃の話ではないかと思うんですけれども、ちょっと私どもその1立米71キログラムのとらえ方自体がちょっと、どこの時点でどれと比較するのかわからないものですからあれなんですけれども。

○斉藤(裕)委員

71キロというのは、質問始まる前に皆さんのところに電話かけて、皆さんの数字で何ぼで合わせてるのと。ごみなんていうのはばらつきがあるけれども、一応立米数だとかトン数を計算するに当たっては一定の数字を使ってるんでしょうと。私はその数字と同じものを使うから、何ぼと聞いたわけです。71キロです。

それはいいですよ、そうしたら。重いものだったら立米200キロもあるだろうしさ、それはいいけれども。少なくとも、では、ここに書いているこれはもう立米計算で出てるんですからね。一月に4,800立米しか小樽市のごみというのは搬入されないんですかと聞いてるんです。もしあれだったら見せてあげます、これ。もらったやつですから。

○委員長

質問の趣旨わかりますでしょうか。

○斉藤(裕)委員

これね、何かこんなことで入り口のところで時間かけたくないの、ちょっと見せていいですか。これいただいたものを返すだけだから。

○委員長

必要ありますか。

○環境部長

ごみの比重を幾らに見るかということにもかかわってくるかと思いますが、おおむね1カ月の埋め立て処分量は、トンではある程度、正確に検量しますので把握できますが、大体4,000トンというふうなことにしておりますので、これまでの伍助のときの換算の考え方からすると、今おっしゃいました4,800立米というのは、そう極端に違った数字ではないというふうに私は今のお話を聞く限りでは理解をするんですけれども、いかがでしょうか。

○斉藤(裕)委員

私は極端に違うと思うんですけれども。これは差し上げますから、差し上げるって、あなたたちがくれたものですけれども。これと発注仕様書の1日377トン、これとつじつま合うように説明してください。説明していただけますね。これは休憩あるのかどうかわかりませんが、速やかに説明してください。

○委員長

質問の趣旨おわかりでしょうか。

○環境部長

質問の趣旨は承知をいたしました。

○斉藤(裕)委員

市長にお尋ねしますが、代表質問で北野議員の質問に答えられて、桃内の覆土の関係の答弁、たしか2メートル50ごみを入れて、50センチ覆土をすると、こうご答弁されたと思いますけれども、これで間違いありませんか。

○市長

埋め立て量が2メートル50センチの厚さになった段階で50センチメートルの完全覆土を行うという計画で作業を行っていますという答弁です。

○斉藤(裕)委員

おさらいになりますけれども、環境部が桃内の住民の皆さんと協定書を結びました。協定書は何年に結んだものでしょうか。

○環境部副参事

平成12年2月1日でございます。

○斉藤(裕)委員

業務委託をする際、その仕様書をつくられましたよね。仕様書はいつ告示をして、つくったのは、原案を作成したのはいつですか。

○環境部副参事

4月1日をめどに作成をしたかというふうに思います。

○斉藤(裕)委員

12年の住民の皆さんと約束されたのが2月1日ということで、そこにはいろいろな心配事を解決するために毎日覆土をしましと、そういうことが書かれております。その内容は何かというと、市長答弁では、厚さが2メートル50になったら50センチ覆土をするんだと、こういう内容ですね、今確認しました。ところが、この業者に対して発注する仕様書ですね、この仕様書の中に、これは埋立業務特記仕様書の中の第9条、埋立処分業務という項があります。その中の「(3) 埋め立て業務」、幾つかの方法があって、厚さにかかわる部分が③という項目で書かれています。埋め立てごみ、厚さ5メートルに対して30センチ、ごみの性状により調整するけれども、30センチの覆土を行い転圧する。

住民協定が2月1日に結ばれ、その2カ月後の4月1日につくった仕様書では5メートル、覆土は30センチと、こうなっているんです。しかも、これはもう入札行為が終わりましたから、この仕様書に基づいて今業者は作業をしている。どちらが本当ですか。

○環境部副参事

桃内町会との協定書の内容でございますけれども、これについては、搬入後の毎日の覆土の部分で記載をした事項でございます。要するに、うちの仕様書でいくと2項目でございます。それはその当時、基盤整備ということもありましたけれども、当時はごみが飛散しない程度ということで毎日仮の覆土をすると、こういうことでやってございました。

ただ、その後、臭気とかいろいろ住民から話がございましたので、ごみが見えない程度に毎日覆土をしていると、こういう形で押さえております。その住民との約束の部分は、埋め立て終了後に例えば何十センチを覆土すると、この部分のことを今斉藤委員はおっしゃっているのではないかと、こういうふうに思っております。

○斉藤(裕)委員

もう1回、わからなかった。

○環境部副参事

桃内町会との協定書に記載しているのは、埋め立て終了後の覆土ではなくて毎日の覆土のことでございます。毎日覆土するということは、仮の覆土ですから、例えば50センチの覆土をするということではなくて、ごみが見えない程度といいますか、当初私どもはごみが飛散しない程度というふうになってございましたけれども、町会との話で、ごみが見えない程度と、こういう形で毎日覆土していると。こういうふうにご理解していただきたいと思えます。

○斉藤(裕)委員

そういうことであると、その前のページに、皆さんの積算の根拠となる廃棄土砂及び覆土材、廃棄土砂は覆土材としても使えるという意味でしょう。これ日113トン使う。この数字とも合うんですか、皆さんの今の答弁は。

いいですか、皆さんが予想して業者に既に発注したものというのは、年間10万トン、月8,300トン、1日377トンのごみが入りますと。それに対して覆土は年間3万トン、月2,500トン、1日113トン、これを使いますという数字なんです。これとびたりと合うんですか。

○環境部副参事

仕様書の第4番の対象廃棄物搬入量につきましては、搬入廃棄物見込み量ということで年間10万トン、これは10年度の実績を合わせまして10万トンでございますので、1年間割り返すとそういう形に、月々8,300トンぐらい、それがなるだろうと。こういう、これは実際そういう数字で伍助沢の埋め立て処分場にはそういう形で入ってきてますので、それはその数字かと思います。

それから、廃棄土砂と覆土材の関係につきましては、それぞれ今埋立処分場内にためている覆土材もございますし、それから、新たに搬入してくる覆土材もございますし、あくまでもその埋立処分の仕方、業務によってその時々々の量は変わるかと思います。

ただ、やはり仕事する人に対して一定程度の目安といいますか、それなりのことをしていただくのに、この4番の搬入量は大体この程度になります、この程度見込みありますよと。それぞれ月々によって変わる場合もあるでしょうし、それから築堤をつくるときには土量がずっと多くなる場合もあるでしょうし、それぞれ月々のその埋立の時期によって変わる場合があるというふうに思っております。

○斉藤(裕)委員

それならね、2メートル50に対して50の覆土と言ったのは仮覆土の話なんですか。最終の覆土の話なんでしょう。違うんですか。仮覆土じゃないでしょう。5メートルに対して30というのは、今の説明でいったら仮覆土じゃないよ、最後の話だよと。てんでばらばらじゃないですか。いや、市長が答弁に言われた2メートル50で50センチ入れるというのと5メートルと30センチというのは、これ同じ場所で起こることなんですよ。やる行為なんですよ。どうやってやるんですか。

○環境部副参事

ですから、毎日ですね、ごみが入ったときには50センチをかけるのではなくて、要するにごみが見えない程度に覆土する。それから、ごみの厚さが2メートル50に達した段階で50センチの覆土をしていくということなんです。

それで、今まで私も、一番最初の埋立のやり方の中での一番下の基盤の平らな広い部分でありましたので、当初から2メートル50のごみに対して50センチで実施をしてございます。そういう面ではこれからもですね、いろいろな形でその後も住民の方からも要望ございましたので、そういうメートルではなくて、2メートル50センチに対して50センチを今後も覆土をしていくと。ごみ厚に対して覆土をしていくと、そういう形で今実施をしているところです。これは7月の埋め立て開始当初からそういう形で実施をしております。

○斉藤(裕)委員

確認しますけれども、あなたたちは、契約、7月1日からやってますなんて変な胸張ってるけれども、発注した直後に内容を変えたということですか、黙って。5メートルのものを2メートル50にして、50センチと30センチ違ったらですね、作業も違うし算出も違って来るはずですよ。何のために市長が判断して指名競争入札したんですか。そんなの発注してしまってからです。もう恐らく発注した直後に内容が変わっている。住民との関係があって、当初から2メートル50でやってます。おかしい話ですよ、それ。しかも、つい先日の本会議で市長が2メートル50の50と言って、こちらには5メートルの30と書いてるんです。市長にお尋ねしますけれども、こういう契約が結ばれていたということはご存じでしたか。

○市長

仕様書の内容までは確認しておりません。

○斉藤(裕)委員

これね、委員長にお願いがありますけれども、このままやってもですね、統一見解といいますかね、2メートル50の50センチのと5メートルと30センチの話、単純に考えたところで理屈が合わないわけですよ。しかも契約行為を勝手に原課で契約内容を変えたなんていう話になると、かなりの部分この埋立覆土というのはウエートをとっている予算ですからね。ここでちょっと休憩とっていただけませんか。

北野質問への答弁が正しいのか、この仕様書に書いているのが正しいのか。統一していかないと前に進まない。

○環境部副参事

埋立当初の段階なものですから、要するに2メートル50センチになってる分てそんなに少ないですよ。そういう面での、その2メートル50センチの50センチという形はそれぞれ厚さの部分でやってますけれども、埋め立てを7月から開始した時点で、我々としても初めてやる埋め立てのケースの中で、委託業者とそれぞれ話し合いしながら、ここの埋め立てはこういうふうにやろうとか、そういう形で進めてきた中で、やはり2メートル50、基盤整備の中では2メートル50に50センチ程度が適当かなと、こういう形で話し合っています。

そういう面では、この二月经過した以降、この仕様書は、そういうことであれば私どもとしては2メートル50ということですね、これを業者に対して仕様書の一部変更を申し入れるということを考えていることは事実でございます。

○環境部長

補足的に申し上げたいと思うんですけれども、覆土のやり方を一方的に私どもの方で変えたのではなくて、このことについては、良好な埋め立て処分をするという観点に立って委託業者と相談をして、了解を得て、理解を得る中、双方の合意のもとでそういった処置をしてきているということでありますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

○斉藤(裕)委員

何度も言いますが、説明が、もう意図がわかりません。あげくの果てに、本当は業界を指導して、そして業者が適正に仕事をしているか指導監督しなければならない立場にある者が、業者と相談して、その仕様の根幹を変えるなどという今の発言はおかしな話です。

それと、副参事の話、最初のころはごみが少ないと。当たり前じゃないか。さらのところに初め入れるんだから、当たり前じゃないですか。そのために仮覆土の話はあるんでしょう、これ。

○環境部副参事

違います。

○斉藤(裕)委員

違うんだったら答弁して。

○環境部副参事

仮覆土というのはですね、毎日搬入終了後に、そのあらわれているごみの部分を仮に覆土する、土をかけると、そういうことでございます。

○斉藤(裕)委員

もう休憩とっていただく。

あのね、そんなことは私だってわかりますよ。仮覆土の意味ぐらいはね。あなた、根幹の部分答えてませんよ、全然。もうね、委員長、これではだめですよ。休憩とって理事会開いてください。

○委員長

委員長としても、この仕様書というんですか、契約書というんですか、5メートルに対して30センチの覆土を行いますという契約をしている一方で、この間の北野質問に対する答弁は、2.5メートルの厚さで段階的に50センチということで、契約書にないことが行われ、あるいは行われようとしているということでは疑義がありますので、斉藤委員の申し出とおり、この際、委員会を暫時休憩いたします。

直ちに理事会を開きます。

休憩 午後3時34分

再開 午後8時10分

○委員長

会議を再開いたします。

本日はこの程度とし、散会いたします。